

令和5年4月27日

新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置づけ変更 に伴う職務専念義務の免除等の廃止について（提案）

1 提案理由

本年5月8日から新型コロナウイルス感染症について、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）上の位置づけが5類感染症に変更される予定であることに伴い、国家公務員に準じた勤務条件の取扱いとするため。

2 改正内容

新型コロナウイルス感染症にかかる以下の職務専念義務免除（特別職非常勤においては特別休暇）の取扱いについては、廃止する。

- (1) 検疫法（昭和26年法律第201号）第16条第2項に規定する停留（これに準ずるものを含む。）の対象となった場合
- (2) 保健所（帰国者・接触者相談センター）等から新型コロナウイルス感染症に感染したおそれのある者として、当該者の居宅又はこれに相当する場所から外出しないことを求められた場合及び当該感染症の感染の防止に必要な協力を求められた場合
- (3) 職員又はその親族に発熱等の風邪症状が見られること等から療養する必要がある、勤務しないことがやむを得ないと認められる場合
- (4) 新型コロナウイルス感染症対策に伴う小学校、中学校、高等学校、特別支援学校等の臨時休業その他の事情により、子の世話をを行う職員が、当該世話をを行うため勤務しないことがやむを得ないと認められる場合
- (5) 新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号）に基づく緊急事態宣言が発せられ、新型コロナウイルス対策を強化する業務執行体制の確保を進める中で、所属長等から必要があるとして自宅待機を命じられた場合
- (6) 新型コロナウイルス感染症の感染の防止のため府立学校を臨時休業する場合（教育委員会のみ）
- (7) 新型コロナウイルス感染症（新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号）附則第1条の2第1項に規定するものをいう。）に関する抗体保有状況を把握するために行われる抗体検査を受ける場合
- (8) 医療従事者等に該当する職員以外の職員が新型コロナワクチン接種を受ける場合

(9) 新型コロナワクチン接種との関連性が高いと認められる症状により療養する必要がある場合において、勤務しないことがやむを得ないと認められる場合

3 実施時期

令和5年5月8日

4 協議期限

令和5年5月1日